

住所 比企郡小川町大字角山1045番地
氏名 株式会社環境サービス
代表取締役 原 一 様

東松山市長 森田 光一



令和5年1月26日に申請のあった収集運搬業許可について、東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の名称及び所在地	株式会社環境サービス 比企郡小川町大字角山1045番地
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）・特定家庭用機器廃棄物
営業の区域	東松山市内
収集運搬及び処分の別	収集運搬
営業許可期間	令和5年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日 の間
条件	<ol style="list-style-type: none">『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、並びに『東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』、その他関係法令等を遵守すること東松山市外で発生した一般廃棄物は、一切搬入しないこと許可された指定車両以外の車両は、一切使用しないこと一般廃棄物の収集・運搬及び処理施設への搬入等には十分注意を払い、事故等が生じた場合は責任をもって解決すること収集・運搬等に使用する車両等の機材は、常に整備し清潔の保持に努めること搬入された一般廃棄物及び車両等の検査を随時実施するものとする一般廃棄物であるか、産業廃棄物であるか、判断がつかない廃棄物については、各事業所（商店等）と収集運搬委託契約を締結する前に東松山市廃棄物対策課と協議すること（協議のない場合は、搬入を認めない）年度途中であっても、新たに委託契約を締結した場合は、一般廃棄物収集運搬委託証明書を随時提出するものとするリサイクル関連法令を遵守し、分別を徹底し再資源化に努めること

1. 許可車両

事業の用に供する許可車両は、次のものとする。ただし、許可車両に変更が生じた時は、変更届出後の許可車両とする。

整理番号	車両番号	車体の形状	最大積載量 (kg)	備考
22-1	熊谷830な 112	塵芥車	3,050	
22-2	熊谷130せ 202	バン	2,700	
22-3	熊谷130た 306	脱着装置付 コンテナ専用車	3,550	
22-4	熊谷830に 310	塵芥車	3,000	
22-5	熊谷830す2210	塵芥車	2,200	
22-6	熊谷130さ2405	キャブオーバ	3,500	
22-7	熊谷830さ2408	塵芥車	2,050	
22-8	熊谷400せ2507	ダンプ	3,000	
22-9	熊谷830さ2706	塵芥車	2,700	
22-10	熊谷830さ2707	塵芥車	1,650	
22-11	熊谷830さ2803	塵芥車	2,000	
22-12	熊谷830さ2902	塵芥車	3,250	
22-13	熊谷830せ2909	塵芥車	3,300)
22-14	熊谷130す3001	脱着装置付 コンテナ専用車	7,900	
22-15	熊谷830さ3008	塵芥車	3,150	
22-16	熊谷100す4043	脱着装置付 コンテナ専用車	3,650	
22-17	熊谷400す7693	ダンプ	3,000	
22-18	熊谷100さ9735	脱着装置付 コンテナ専用車	3,750	

2. 許可の変更の状況

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日